

もう一度考えてみよう



選択的 夫婦別姓

*どちらか一方の姓を名乗ることは強制ではない
*通称使用も認められている…という理由で
夫婦同姓は「合憲」という最高裁判決。
多くの国で夫婦別姓は認められているのに
どうして日本ではダメなのでしょう？
別姓を選びたい人が選べるような制度について
湯山弁護士と一緒に考えてみましょう！

姓が変わるって
よその人になるみたい…
仕事は通称(旧姓)だけど
金銭の手続きや
パスポートは戸籍姓
面倒なのよね～。

2016年 **6月26日(日)**

時間 **13:00~14:30**

講師 **湯山薫さん(弁護士)**

川崎北合同法律事務所

場所 **川崎市男女共同参画センター**

すくらむ21 4階多目的室



- 定員 30名 ● 参加費 無料
- 当日どなたでも参加できます。
- 保育の必要な方は、すくらむ21に直接お申し込みください。

主催：♥川崎の男女共同社会をすすめる会

♣NPO法人かながわ女性会議川崎

連絡先：小林 044-945-7174 藤井 044-944-7872 (共にTel&Fax)